

平成 16年 4月 21日サービス開始

『電子申請』が始まります！

平成 16年 4月 21日から山梨県および県内市町村では、「電子申請受付システム」によるサービスを開始いたします。このサービスにより、今まで県や市町村の窓口で行なっていた各種申請・届出などの手続きを、皆さんがお持ちのインターネットに接続したパソコンから行なうことができるようになります。

これにより、従来の窓口での申請に加え、自宅等から時間を気にせず電子申請ができますのでご利用下さい。

なお、住民票などの交付物がある場合には、交付物の受け取りは、従来同様に窓口になります。また、電子化されていない添付書類については、別途郵送していただく必要があります。手数料についても、従来とおり窓口で支払っていただきます。

【山梨県における電子申請受付システムの特徴】

県と県内全市町村が共同で運用するシステムであるため、1つのポータルサイト（電子申請の際に最初に表示される画面のこと）から県や市町村の申請・届出を行ったり、行政情報の閲覧ができ、大変便利になります。また、電子申請の操作に迷った時などにも、電話やメールで気軽に相談できるよう専用のコールセンターを設けます。

では、どうすれば電子申請ができるのでしょうか

電子申請をするためには、次のものがが必要です。

IDとパスワード（ポータルから申込みをするとパスワードが自宅へ郵送されます。（なお、ポータルのサービス開始は平成 16年 4月 1日です。URL <http://www.yama.jp>）

実際に電子申請でできるものには何がありますか

4月 21日から電子申請ができるものは、県の5つの業務と市町村の5つの業務の10業務です。今後手数料のオンライン納付と連動する機能や代理人による電子申請ができるような機能を追加し、住民の皆様の利便性の向上を図ります。

	4月からできるもの	平成 16年中途からできるもの
県の手続き	山梨県後援名義の使用許可申請書 山梨県知事賞交付申請 医療用具販売業届出 医療用具販売業廃止届出 愛宕山こどもの国主催事業の申込み	身体障害者手帳の再交付申請 など 29業務を予定
市町村の手続き	印鑑登録証明書の交付請求 住民票の写し等の交付申請 納税証明書の交付申請 所得証明書の交付申請 土地・家屋評価証明書の交付申請	生涯学習・イベント等の申込みなど 10業務を予定

印の申請等については、電子証明書の添付が必要です。（電子証明書については、広報 3月号に詳しく記載してありますのでご覧ください。）

「電子申請」に関する問い合わせは、山梨県町村総合事務組合 055 - 235 - 3228へ

「電子証明書」に関する問い合わせは、町役場総合窓口課 72 - 1114へ

異常があればすぐ届け出を！ 高病原性鳥インフルエンザ

アジア地域を中心に鳥インフルエンザが蔓延し、我が国でも、山口県、大分県に続いて京都府においても本病の発生が確認されています。未だに感染のルートが確定していないので、養鶏農家はもとより、愛玩鳥を飼育しているご家庭でも、ご心配のことと推察いたします。

愛情を注ぐ愛玩鳥類とのふりあいをいつまでも続けられますよう、管理のポイントなど下記に示しましたので参考にして下さい。

インフルエンザ流行時期の管理ポイント

1. インフルエンザウイルスの侵入防止

飼育小屋への野鳥の侵入を防止しましょう。

消毒を励行しましょう。

小屋の周りは消石灰を散布しましょう。

小屋の消毒には、以下のような消毒薬を噴霧します。

・塩化ベンザルコニウム(逆性石鹼): 200倍 ~ 500倍

(200倍 = 水 1000ccに 5 cc)に希釈し噴霧します。一般の薬局等で販売されています。

・塩素系漂白剤(ハイター - など)を、まな板を漂白する濃度(水 1リットルに、ハイター 10cc)に希釈し噴霧します。

使用時は、ゴム手袋、マスク等の着用を励行して下さい。

消毒薬は使用の都度作って下さい。

(大きな鶏舎等の場合は、当所にご一報下されればご相談に応じます。)

2. 管理上の注意

理終了後は石鹼で良く手を洗い、うがいを励行しましょう。

排泄物は、速やかに処理し鳥の周りの清潔を保ちましょう。

小屋に入って管理する場合は、専用の靴や服を準備しましょう。

ご心配でしたら、手袋、マスクをつけて管理して下さい。

3. 飼育している鳥あるいは、野鳥が死んでいるのを見つけた場合は、

町役場農林課までご連絡をお願いします。 電話番号 (7 2) 1 1 1 5 (直通)

4. 飼育している鳥を、野山に捨てることは絶対にやめて下さい。

東部家畜保健衛生所	0 5 5 - 2 6 2 - 3 1 6 6
富士河口湖町役場農林課	0 5 5 5 - 7 2 - 1 1 1 5

社協だより

平成 16 年度
富士河口湖町社会福祉協議会
事業計画

新町、富士河口湖町社会福祉協議会として初めての、平成 16 年度事業計画をお知らせします。

河口湖、勝山、足和田の各社会福祉協議会(通称社協) がこれまで取り組んできた各種事業を検証し、その整合を図ると共に、国庫補助事業であります「ボランティア事業」に取り組み、すべての人々が住みなれた地域で、共に支え合い、充実した生活ができるように、地域社会全体で福祉を支えていく体制の構築に努めていきます。

- 1、地域福祉の啓発及び体系化の推進
 - ・ふれあいのまちづくり事業の推進
 - ・ボランティアアロビーの運営 (ボランティア情報提供 等)
 - ・福祉の集いの開催
 - ・福祉活動需要への講習会の開催
 - ・児童生徒への作文、ポスター募集
 - ・ボランティア普及協力校等の支援
 - ・災害ボランティア活動の体系化
- 2、高齢者福祉対策
 - ・訪問介護、通所介護サービス提供 (指定居宅サービス事業者、介護保険対象外へサービス提供)
 - ・在宅福祉サービスの提供

- ・ (理容、給食・配食、車イス貸出、リフト車貸出し)
- ・ 小地域活動の推進 (友愛訪問)
- ・ 生き生き健康づくり広場の実施
- ・ 温泉施設への送迎バス運行
- ・ 敬老事業の実施
- ・ 老人クラブ活動を支援

3、障害児者福祉対策

- ・ ハーバル工房の運営
- ・ 在宅福祉サービスの提供 (理容、給食・配食、車イス貸出、リフト車貸出、通所・訪問介護)
- ・ 社会参加の機会と生きがい増進
- ・ スポーツ大会、温泉施設への送迎 (障害者時者交流の集い)
- ・ 視覚障害者パソコン講習会の実施
- ・ 生活アシスタント事業の運営
- ・ ボランティア活動の推進
- ・ (点訳、声の広報、手話 等)

4、母子・父子、児童福祉対策

- ・ ふれあいこども館の運営
- ・ 子育て支援 (母親クラブ、おもちゃ図書館)
- ・ ボランティア体験教室の開催
- ・ 保護者会活動の支援

5、援護活動の強化

- ・ 相談窓口の充実 (心配ごと、ボランティア活動 等)
- ・ 福祉資金貸し付け
- ・ 共同募金、歳末助け合い運動推進



富士河口湖町における白地地域の建築形態制限 (容積率、建ぺい率等)について(お知らせ)

平成12年5月の建築基準法等の改正に伴い、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(白地地域)の容積率や建ぺい率等の建築形態制限が、下記のとおり特定行政庁(県)により実施されることになりました。この制限は全県一斉に施行されるもので、平成16年5月17日着工分の建築物から適用になります。

なお、船津・小立地区の市街地(概ね国道139号より北側)については、これとは別に用途地域の指定を検討しています。用途地域が指定されれば、その区域内はそちらの制限を受けることとなります。

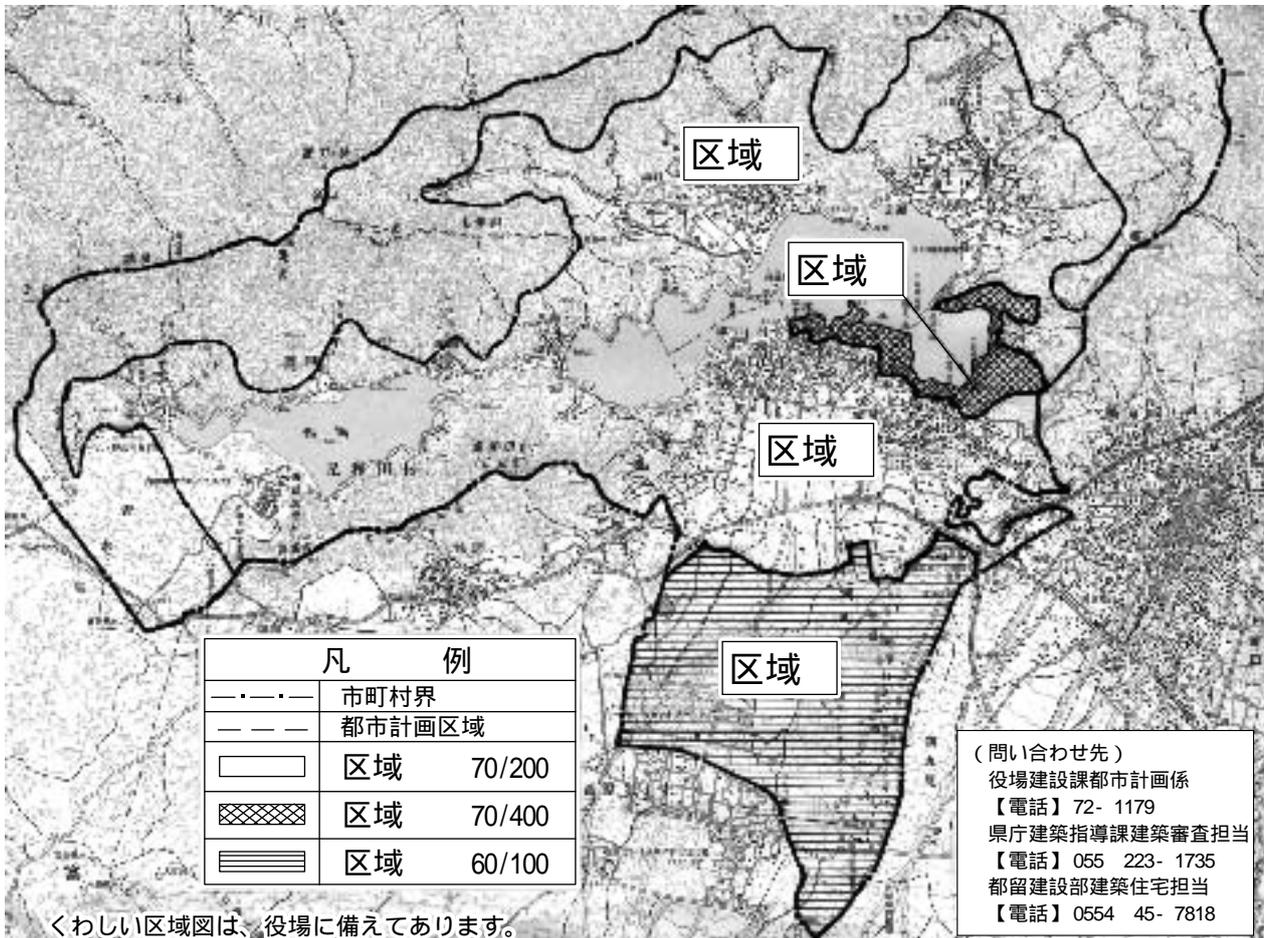
制限項目	改正前	改正後		
		【区域】	【区域】	【区域】
容積率	400%	200%	400%	100%
建ぺい率	70%	70%	70%	60%
道路斜線	勾配 : 1.5	勾配 : 1.5	勾配 : 1.5	勾配 : 1.5
隣地斜線	高さ 31m + 勾配 : 2.5	高さ 20m + 勾配 : 1.25	高さ 31m + 勾配 : 2.5	高さ 20m + 勾配 : 1.25
備考			ただし、自然公園法に基づく公園事業(宿舍等)の許可を得た宿舍等が該当します。他の建築物は従前通り特別地域内の規制が適用されます。	

注) 国立公園特別地域内の建築物は、自然公園法に基づく規制があります。

【区域】 : 区域、を除く町内全域

【区域】 : 船津、浅川、小立地区の湖畔沿い国立公園特別地域内

【区域】 : 船津、小立、勝山地区の国立公園普通地域富士山景観形成地域内(概ね東海自然歩道より南側)



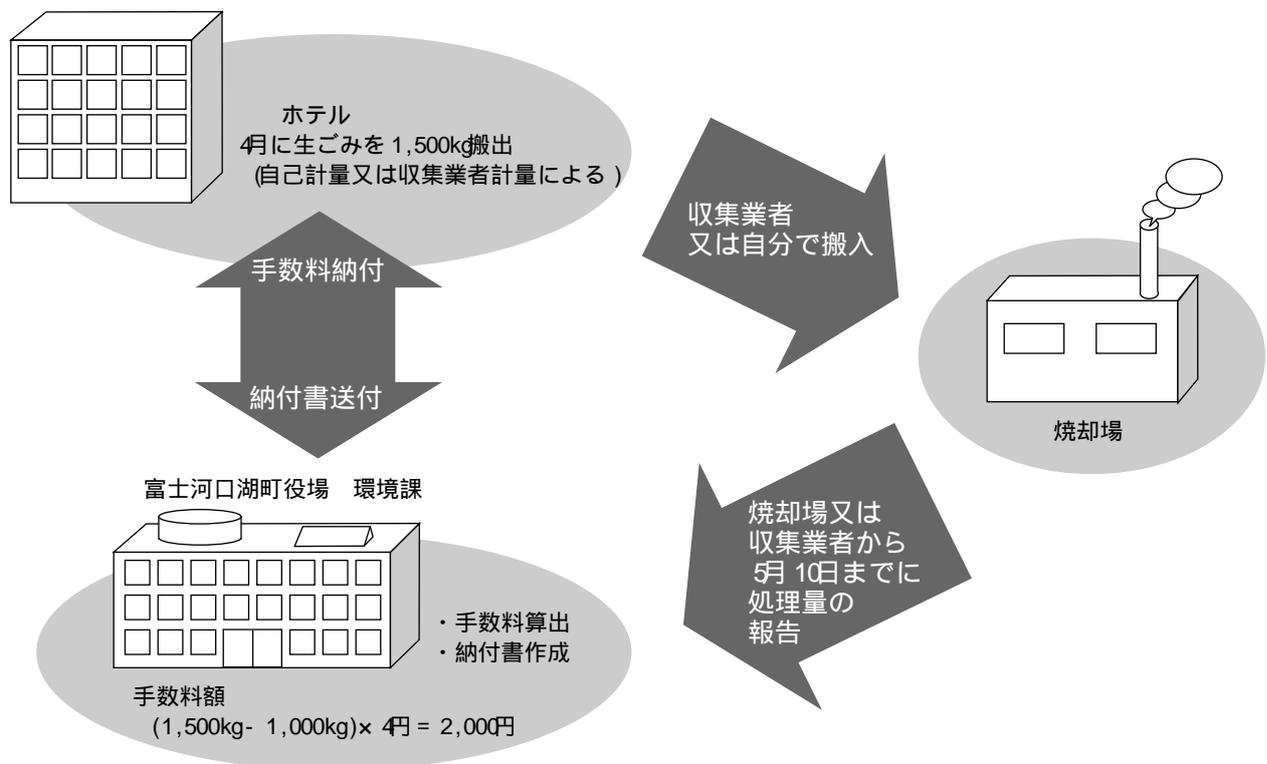
多量排出事業者の可燃性ごみの一部有料化について

生ごみや紙くずなどの可燃性ごみの処理につきましては、現在、富士吉田市及び小諸市の民間業者に委託して処理しているところです。平成15年度における処理量は1万トンにも及び費用は直接処理費だけ見ても、2億5,000万円にも達する見込みです。

町では、ごみの量を減らすことを目的に、受益者負担の考えに基づき、多量排出事業者に可燃性ごみの処理費について、その一部を負担していただくことになりました。具体的に申しますと、平成16年4月から、事業活動に伴って生じた可燃性ごみの排出量が、1箇月1,000キログラムを超えた場合について、その超えた量に対し1キログラムにつき4円負担していただくこととしました。

社会情勢の誠に厳しい折柄ですが、ご理解いただくとともに、ご協力をお願いします。

【例： ホテルが4月に生ごみを1,500kg搬出した場合の手数料】



河口湖・西湖クリーンアップキャンペーン

湖畔を中心に、町全域について一斉に清掃を実施することにより、美化意識の高揚と河口湖及び西湖の環境美化をはかりましょう。

これまで河口湖クリーンアップキャンペーンとして行っていたものを、旧河口湖町・旧勝山村・旧足和田村が町村合併したことにより、そのエリアを拡大して「河口湖・西湖クリーンアップキャンペーン」として4月18日(日)に実施するものです。皆様のご参加ご協力をお願いします。

< 河口湖地区 >

日時 平成16年4月18日(日) 午前8時30分～
雨天の場合は中止。防災無線等で連絡します。

場所 船津地区 大池公園に集合 小立地区 八木崎公園に集合
大石地区 大石公園に集合 河口地区 河口湖美術館駐車場に集合

< 勝山地区 >、< 足和田地区 > については時間・場所等をチラシでお知らせします。



2月23日は「富士山の日」



～皆様のご協力により大成功に終了！～

“合併による新たな飛躍”をメインテーマに2月21日～29日まで開催されました「富士山の日」記念ウィーク催事、前月号でも一部紹介いたしましたが、本年も皆様のご協力により大成功に終了いたしました。

2月21日・28日は、ホテル・旅館・飲食店よりご提供いただいた廃食用油再利用の3,776本のエコ・キャンドルが、河口湖・西湖湖畔を各地区の観光協会を始めとする観光団体やNPO法人フィールズの皆様のご協力により一般観光客も参加し、幻想的に湖畔を縁取りました。

またクライマックスを迎えた28日には、各地区から持ち寄った「合併の灯」(地区の灯)を富士河口湖ボランティア協会や、町内各ボランティア等のご協力により24.5mの高さに積み上げられた大焚火に芙蓉太鼓(河口湖)・高尾太鼓(河口湖)・双龍太鼓(足和田)・富士山やぶさめ太鼓(勝山)の皆様による力強い演奏を合図に点火され、町内外のお客様を魅了しました。



2月22日・29日には、湖上キャンドルが行われ、河口湖・西湖の各地区で300個近いキャンドルが連風のように湖面に映え、見学していたお客様の歓声の中



で、この「富士山の日」記念ウィークのフィナーレを迎えることができました。

昨年の町村合併により、この「2月23日は富士山の日」ウィークの催事は、各地区の小学生・観光協会・旅館組合・食堂組合・各種地区団体また、富士河口湖町議会議員の皆様のご協力により大成功に終えることができました。ありがとうございました。

来年も、もっと多くの地域住民の皆様や一般観光客の方々にもご参加していただき、富士山とともに生きる町として「富士山の日」条例の啓発・推進を図りたいと思います。

青木ヶ原樹海・富士河口湖町公認ネイチャーガイド養成講座

趣 旨

青木ヶ原樹海・富士河口湖町公認ネイチャーガイド養成講座は、樹海の魅力について正しい知識に基づいて解説しつつ、極力自然に負荷をかけない楽しみ方を指導できるようなガイドを育成し、町が公的に認定するための講座です。全6回のカリキュラムを修了し、ガイドにふさわしい知識・技術・モラルを習得したと認められた方を富士河口湖町公認ネイチャーガイドとして認定します。

また認定された方には、この4月から西湖コウモリ穴を拠点として青木ヶ原樹海で始まったネイチャーガイドツアーの有償ガイド(登録制・交替制)として活動していただくことができます。

ネイチャーガイドをやってみたいという方の積極的なご応募をお待ちしています。

プログラム

回数	実施日	場 所	形 式	内 容
1回	4/ 22木	河口湖フィールドセンター	午前：講義 午後：フィールドワーク	ネイチャーガイドに関する総合的学習
2回	4/ 25日	西湖野鳥の森公園 及び青木ヶ原樹海	〃	富士山と青木ヶ原樹海の自然環境に関する学習
3回	5/ 10月	〃	〃	富士山と青木ヶ原樹海の自然環境に関する学習
4回	5/ 16日	〃	〃	富士山と青木ヶ原樹海の自然環境に関する学習
5回	5/ 20木	〃	〃	富士山と青木ヶ原樹海の自然環境に関する学習
6回	6/ 15火	〃	筆記試験、フィールドワーク	ネイチャーガイドの実践(ガイド実地試験)

ガイド認定条件

全6回のカリキュラムを全て修了すること

ガイド実地試験で優秀な成績を納めること

年に数回行う研修を継続的に受けること

申込み 必要事項を記した申込用紙と、下記内容の提案文を観光課まで提出して下さい

申込用紙：観光課まで取りに来ていただくか、郵送します。

提案文テーマ：「自然ガイドについての私の提案」

(400字詰め原稿用紙1枚程度)

申込期限：4月15日(木)必着

定 員 20名(提案文による選考)

受講費 5,000円(全6日間のカリキュラム参加費。弁当は各自でご用意ください)

連絡先 富士河口湖町観光課(電話 72-3168)



女と男の情報コーナー



KAWAGUCHI
MACHI
WOMEN'S PLAN

子どもたちに国際的感覚を

英語の絵本の読み聞かせ

英語絵本読み聞かせボランティア

「ブラウンベアー」代表井出たか子さん

英語大好き！絵本大好き！の英語絵本読み聞かせグループが富士河口湖町教育委員会生涯学習課の人材バンクに登録していた13名の方々に結成されました。

3月に結成されたばかりの女性13名のグループです。皆さんは、英語が大好き、英語の絵本を通じて外国の文化を子どもたちに楽しく伝えたいと5月のデビューにむけて準備中です。

絵本選びや読み聞かせの学習会も、子育てをしながらの活動でお忙しいなかパワフルに活動されています。なにより英語の絵本を通じて親子のふれあいを深めたり、異文化を小さい頃から体験することの大切さを実感されているので、この活動を通じて大勢の皆さんに伝えたいという思いを感じます。



第1回読み

聞かせは5月18日(火)午前10時30分より30分間の予定で富士河口湖町中央公民館で行います。絵本は小さな子どもたちのものと思われている方でも英語で聞くとまたちがった興味がわくかと思えます。赤ちゃんから大人の方まで絵本を通じて楽しいひと時が過ごせることと大変楽しみです。皆さまぜひ足を運びください。そして、ブラウンベアーの今後の活躍を期待します。



ご存知ですか？「女性なんでも相談」

町では、女性たちが生活していくなかで抱えている心配事や悩みをお聞きする相談所を開設しています。相談員は、豊かな経験と知識をもち、女性のいろいろな悩み事の、よい相談相手になって助言や指導にあたります。また、女性の相談員さんですのでお気軽にご相談ください。

相談の方法

相談窓口へ電話

72- 6053
(男女共生・国際係)

相談員と日時の調整

後、相談者に連絡
(早急に)

面接相談

相談員があなたと一緒に考えながら、解決の手がかりを見つけます。

費用は…… 無料です

秘密は…… 固く守ります

まず電話をかけてください。

72- 6053

【相談窓口のご案内】

働く女性のみならず、
こんなことで悩んでいませんか

雇用均等室ではこんな相談を受け付けています

場所 甲府市丸の内2-7 23

鈴与ビル4階

時間等 月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時

・職場での女性に対する差別的取扱い

・セクシュアルハラスメントの防止対策

・育児・介護休業など仕事と家庭の両立のための制度

ための制度

山梨労働局雇用均等室

電話 055-2131 8611

相談は無料です！